

修士論文審査基準及び評価項目

(1) 審査基準

①修士論文（リサーチペーパーを除く）審査基準

後期課程に進学し、研究者を目指す者として期待される研究成果を含むと評価できること。

②リサーチペーパー審査基準

高度な専門知識を持って社会に貢献する者として期待される能力を有していると評価できること。

(2) 評価項目

審査においては、下記の評価項目を総合評価して、所定の審査基準を充たすかどうかを判断する。研究テーマの独創性、問題意識の明確さ、調査方法の妥当性、国内外の先行研究との十分な関連付け、論文構成・論旨展開・文章表現の妥当性、裁判例その他の資料分析の適切性、引用文献の適切性等。

博士学位審査基準及び評価項目

(1) 博士論文審査基準

①研究者用審査基準

研究者として期待される独創的な研究成果を含むと評価できる論文。

②高度専門職業人用審査基準

研究者以外の職業に就いて独立した研究を行うことができる程度の高度な能力を有していると評価できる論文。実務経験から得られた高度な知見を学問的な水準において表現した論文も対象となる。

①又は②のいずれの博士論文の提出を希望するかにつき、入学試験出願時に自己申告させ（可否判定において考慮する）、原則として希望変更を認めない。

高度専門職業人用審査基準の適用者は、原則として社会人入学者とする。

(2) 博士論文評価項目

審査においては、下記の評価項目を総合評価して、所定の審査基準を充たすかどうかを判断する。

①研究者用審査における評価項目

- ・研究テーマの独創性、問題意識の明確さ、方法論的な一貫性、国内外の先行研究との十分な関連づけ、研究成果の学術的貢献度、論文構成・論旨展開・文章表現の妥当性、裁判例その他の資料分析の適切性、引用文献の適切性等
- ・研究課題に関連する研究分野全般についての専門知識が研究者として十分なものか。

②高度専門職業人用審査における評価項目

- ・研究テーマの新規性、有用性、問題意識の明確さ、方法論的な一貫性、実務的知見や先行研究との十分な関連づけ、研究成果の学術的貢献度、論文構成・論旨展開・文章表現の妥当性、裁判例その他の資料分析の適切性、引用文献の適切性等
- ・研究課題についての研究の基礎となる専門知識が専門家として十分なものか。